

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年5月15日

【四半期会計期間】 第14期第3四半期(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社イデアインターナショナル

【英訳名】 IDEA INTERNATIONAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 雅治

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目13番18号M.T.Cビルディング3階

【電話番号】 03-5446-9505

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理部長 松原 元成

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目13番18号M.T.Cビルディング3階

【電話番号】 03-5446-9505

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理部長 松原 元成

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第14期 第3四半期連結 累計期間	第14期 第3四半期連結 会計期間	第13期
会計期間	自 平成20年 7月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成19年 7月1日 至 平成20年 6月30日
売上高 (百万円)	3,378	1,116	
経常損失() (百万円)	107	55	
四半期純損失() (百万円)	67	26	
純資産額 (百万円)		655	
総資産額 (百万円)		3,064	
1株当たり純資産額 (円)		1,062.82	
1株当たり四半期純損失() (円)	109.58	44.81	
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)		20.7	
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	436		
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	191		
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	732		
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)		290	
従業員数 (名)		128	

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第14期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。
- 4 第14期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。
- 5 第13期については、連結財務諸表を作成しておりませんので記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	128〔89.6〕
---------	-----------

(注) 従業員は就業人員(当社グループからグループ外への出向は除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	127〔89.6〕
---------	-----------

(注) 従業員は就業人員(当社から社外への出向は除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当社グループは仕入実績を事業の種類別セグメントごとに区分できないため、仕入実績の記載はしてありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	818
住関連ライフスタイル商品小売事業	293
その他の事業	4
合計	1,116

(注) 1 住関連ライフスタイル商品小売業の内訳を小売業態別に示すと下記のとおりであります。

小売業態	販売高(百万円)	割合(%)
Idea Frames	42	14.5
Idea Seventh Sense	108	36.9
Idea Digital Code	23	8.1
Agronatura	67	22.8
Idea Outlet	33	11.5
インターネット販売	18	6.2
合計	293	100.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国の金融不安に端を発した世界経済の減速を背景に企業収益が落ち込み、雇用環境や個人消費の悪化が見られ、景気後退が一層顕著になってまいりました。

こうした環境のもと当社グループは、デザイン性や独自性の高いライフスタイル商品の企画・開発力を強みとして、主力事業である製造卸売事業や小売事業の更なる発展に加え、インテリア&デザインのポータルサイト「idsite」の開設や空間プロデュース事業を立ち上げるなど、収益源の多様化に取り組んでまいりました。

品種別の販売実績としては、外部デザイナーとのコラボレーションによる「TAKUMI」ブランド、インハウスデザイナーの開発する「YUEN'TO」ブランド、フェアトレードを軸としたCSR型ブランド「Idea Root」などが順調に推移したものの、オーガニック化粧品ブランド「Agronatura」において、一部製品の成分不表示により自主回収、それに伴う生産管理の見直しを行ったことにより、年末から新生活シーズンへと続く需要期に製品の投入が間に合わず、当該ブランドに関する売上高が計画を下回りました。

販売形態別の販売実績としては、これまで順調に拡大してきた主力事業の製造卸売事業において上記の「Agronatura」ブランドの影響により売上高が計画を下回りました。また、小売事業は、業績好調なアウトレット業態「Idea Outlet」において三井アウトレットパークマリンピア神戸店を出店しましたが、製造卸売事業と同様、上記の「Agronatura」ブランドの影響により売上高が計画を下回りました。

以上の結果、売上高は1,116百万円、営業損失は27百万円、経常損失は55百万円、四半期純損失は26百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産の残高は、3,064百万円となりました。

流動資産は、2,501百万円となりました。その主な内訳は現金及び預金(290百万円)、受取手形及び売掛金(純額)(534百万円)及びたな卸資産(1,199百万円)等であります。

固定資産は、563百万円となりました。その内訳は有形固定資産(266百万円)、無形固定資産(57百万円)及び投資その他の資産(238百万円)であります。

流動負債は、2,064百万円となりました。その主な内訳は支払手形及び買掛金(207百万円)、短期借入金(1,353百万円)及びデリバティブ債務(200百万円)等であります。

固定負債は、344百万円となりました。その主な内訳は長期借入金(283百万円)等であります。

純資産は、655百万円となりました。その主な内訳は資本金(250百万円)、資本剰余金(188百万円)、利益剰余金(370百万円)及び繰延ヘッジ損益(113百万円)等であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、290百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、1百万円となりました。

これは、売上債権等の減少(92百万円)、減価償却費(30百万円)の増加があったものの、税金等調整前四半期純損失(55百万円)、棚卸資産の増加(20百万円)、仕入債務の減少(64百万円)、未払金の減少(29百万円)等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、42百万円となりました。

これは、新規出店費用等の有形固定資産取得による支出(24百万円)、ソフトウェアなどの無形固定資産取得による支出(22百万円)等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、105百万円となりました。

これは、短期借入金の純増(144百万円)があったものの、長期借入金の純減(66百万円)等があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等について完了したものは、次のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	完了
店舗	兵庫県神戸市垂水区	店舗新設 (1店舗)	平成21年3月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,248,000
計	2,248,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	644,500	644,500	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー ・マーケット 「ヘラクレス」)	単元株式数は100株であります。
計	644,500	644,500		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく(ストック・オプション)に関する事項は、次のとおりであります。

平成13年10月17日 臨時株主総会決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)	
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	5,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1,250円
新株予約権の行使期間	平成15年10月30日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅いほうから平成21年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,250円 資本組入額 625円
新株予約権の行使の条件	1) 新株引受権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株引受権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 2) 新株引受権の譲渡、相続、またはこれに担保権を設定することは認めない。 3) 新株引受権に関するその他の細目については、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、その時点で権利者が新株引受権を行使していない新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 発行価額は、会社が時価を下回る発行価額をもって新株を発行した場合(新株予約権の行使及び既に発行されている新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式を処分するときは、次の算式により調整される。(調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整される。(調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年9月27日 定時株主総会決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)	
新株予約権の数	41個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	8,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1,250円
新株予約権の行使期間	平成16年11月1日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅いほうから平成21年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,250円 資本組入額 625円
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 2) 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 3) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議及び新株予約権割当契約により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または会社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 時価を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使及び改正前の商法に基づき発行された新株引受権の行使の場合は除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

平成15年9月22日 定時株主総会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数	32個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	6,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1,250円
新株予約権の行使期間	平成17年11月1日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅いほうから平成21年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,250円 資本組入額 625円
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。 2) 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 3) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議及び新株予約権割当契約により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または会社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使及び改正前の商法に基づき発行された新株引受権の行使の場合は除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

平成16年9月30日 定時株主総会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数	36個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	7,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1,250円
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅いほうから平成22年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,250円 資本組入額 625円
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 2) 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 3) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議及び新株予約権割当契約により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または会社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使及び改正前の商法に基づき発行された新株引受権の行使の場合は除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

平成17年9月29日 定時株主総会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数	209個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	41,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1,350円
新株予約権の行使期間	平成19年11月1日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅いほうから平成23年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,350円 資本組入額 675円
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 2) 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。 3) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議及び新株予約権割当て契約により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または会社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使及び改正前の商法に基づき発行された新株引受権の行使の場合は除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日		644		250		188

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年12月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 48,500		単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 596,000	5,960	同上
単元未満株式			
発行済株式総数	644,500		
総株主の議決権		5,960	

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイデアインター ナショナル	東京都港区芝5-13-18	48,500		48,500	7.5
計		48,500		48,500	7.5

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	3,980	2,510	1,760	1,285	1,360	1,488	1,125	940	990
最低(円)	2,215	1,539	1,200	770	810	790	790	762	822

(注) 最低・最高は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年7月1日から平成21年3月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、当第3四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)は、四半期連結財務諸表の作成初年度であるため、前連結会計年度末に係る要約連結貸借対照表については記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年7月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	290	-
受取手形及び売掛金(純額)	3,453	-
たな卸資産	2,199	-
その他	476	-
流動資産合計	2,501	-
固定資産		
有形固定資産	1,266	-
無形固定資産	57	-
投資その他の資産	3,238	-
固定資産合計	563	-
資産合計	3,064	-
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	207	-
短期借入金	1,353	-
販売促進引当金	32	-
その他の引当金	29	-
デリバティブ債務	200	-
その他	241	-
流動負債合計	2,064	-
固定負債		
長期借入金	283	-
役員退職慰労引当金	37	-
その他	23	-
固定負債合計	344	-
負債合計	2,409	-
純資産の部		
株主資本		
資本金	250	-
資本剰余金	188	-
利益剰余金	370	-
自己株式	62	-
株主資本合計	746	-
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	113	-
評価・換算差額等合計	113	-
新株予約権	21	-
純資産合計	655	-
負債純資産合計	3,064	-

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)
売上高	3,378
売上原価	1,717
売上総利益	1,660
返品調整引当金戻入額	9
返品調整引当金繰入額	10
差引売上総利益	1,659
販売費及び一般管理費	1,708
営業損失()	49
営業外収益	
その他	5
営業外収益合計	5
営業外費用	
支払利息	15
為替差損	35
株式公開費用	9
その他	2
営業外費用合計	63
経常損失()	107
特別損失	
減損損失	4
その他	1
特別損失合計	5
税金等調整前四半期純損失()	113
法人税、住民税及び事業税	45
法人税等合計	45
四半期純損失()	67

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
売上高	1,116
売上原価	580
売上総利益	536
返品調整引当金戻入額	0
返品調整引当金繰入額	0
差引売上総利益	536
販売費及び一般管理費	563
営業損失()	27
営業外収益	
その他	2
営業外収益合計	2
営業外費用	
支払利息	5
為替差損	24
その他	0
営業外費用合計	30
経常損失()	55
特別損失	
その他	0
特別損失合計	0
税金等調整前四半期純損失()	55
法人税等	28
四半期純損失()	26

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年7月1日
至平成21年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	113
減価償却費	84
減損損失	4
販売促進引当金の増減額(は減少)	17
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	7
支払利息	15
為替差損益(は益)	13
売上債権の増減額(は増加)	67
たな卸資産の増減額(は増加)	232
仕入債務の増減額(は減少)	12
その他	64
小計	321
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	16
法人税等の支払額	98
営業活動によるキャッシュ・フロー	436
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	139
無形固定資産の取得による支出	44
敷金及び保証金の差入による支出	21
その他	13
投資活動によるキャッシュ・フロー	191
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	304
長期借入れによる収入	500
長期借入金の返済による支出	169
株式の発行による収入	132
自己株式の取得による支出	62
その他	28
財務活動によるキャッシュ・フロー	732
現金及び現金同等物に係る換算差額	13
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	90
現金及び現金同等物の期首残高	199
現金及び現金同等物の四半期末残高	290

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)	
1. 連結の範囲に関する事項	
(1) 連結子会社の数 1社	
主要な連結子会社の名称 株式会社クリアベルデ	
株式会社クリアベルデについては、第2四半期連結会計期間において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。	
2. 会計処理基準に関する事項	
(1) たな卸資産の評価に関する会計基準等の適用	
「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。	
この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の売上総利益が12百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失がそれぞれ同額増加しております。	
(2) リース取引に関する会計基準等の適用	
「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。	
また、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(残価保証の取決めのあるものについては、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。	
なお、これによる損益に与える影響はありません。	
3. 表示方法の変更	
第2四半期連結会計期間末まで「引当金」に含めて表示しておりました「販売促進引当金」については、第3四半期連結会計期間末において負債及び純資産額の100分の1を超えたため、第3四半期連結会計期間末より区分掲記することといたしました。	
なお、第1四半期会計期間末における「販売促進引当金」は20百万円、第2四半期連結会計期間末は28百万円であります。	

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)	
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	
当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。	

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)	
1. 税金費用の計算	
当連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 171百万円
2	商品及び製品 1,198百万円
	原材料 0百万円
3	資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額
	流動資産 5百万円
	投資その他の資産 13百万円
4	手形割引高及び裏書譲渡高
	受取手形割引高 41百万円

(注) 第2四半期連結会計期間から連結財務諸表の作成を始めたため、前連結会計期間末は記載しておりません。

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)	
販売費及び一般管理費の主要なものは、次のとおりであります。	
倉庫料	116百万円
荷造運賃	80百万円
業務委託費	124百万円
給与手当	488百万円
賞与	46百万円
地代家賃	213百万円
役員退職慰労引当金繰入額	7百万円
賞与引当金繰入額	17百万円
販売促進引当金繰入額	23百万円
減価償却費	53百万円

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
販売費及び一般管理費の主要なものは、次のとおりであります。	
倉庫料	38百万円
荷造運賃	26百万円
業務委託費	41百万円
給与手当	170百万円
賞与	7百万円
地代家賃	68百万円
役員退職慰労引当金繰入額	2百万円
賞与引当金繰入額	17百万円
販売促進引当金繰入額	6百万円
減価償却費	20百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)	
現金及び現金同等物の四半期連結会計期間末残高と 四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係	
現金及び預金	290百万円
現金及び現金同等物	290百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年7月1日
至平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	644,500

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	48,500

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)	内容
提出会社			21	ストックオプション として付与
合計			21	

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」への上場の際し、平成20年7月25日に公募増資による払込を受けました。この結果、資本金が66百万円、資本剰余金が66百万円増加しました。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成20年6月30日までの事業年度に開始した取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変更が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引については、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 2百万円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	住関連ライフ スタイル商品 製造卸売事業 (百万円)	住関連ライフ スタイル商品 小売事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	818	293	4	1,116		1,116
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	818	293	4	1,116		1,116
営業利益又は営業損失()	7	34	0	27		27

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品

(1) 住関連ライフスタイル商品製造卸売事業・・・生活雑貨、家電、化粧品

(2) 住関連ライフスタイル商品小売事業・・・生活雑貨、家電、化粧品

(3) その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・手数料収入

3 会計処理基準に関する事項

(たな卸資産の評価に関する会計基準の適用)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期会計期間より適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)

	住関連ライフ スタイル商品 製造卸売事業 (百万円)	住関連ライフ スタイル商品 小売事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,492	867	17	3,378		3,378
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	2,492	867	17	3,378		3,378
営業利益又は営業損失()	37	86	0	49		49

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品

(1) 住関連ライフスタイル商品製造卸売事業・・・生活雑貨、家電、化粧品

(2) 住関連ライフスタイル商品小売事業・・・生活雑貨、家電、化粧品

(3) その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・手数料収入

3 会計処理基準に関する事項

(たな卸資産の評価に関する会計基準の適用)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期会計期間より適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の住関連ライフスタイル商品製造卸売事業では営業利益が9百万円減少し、住関連ライフスタイル商品小売事業では営業損失が2百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成21年3月31日)

在外子会社及び重要な在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成21年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,062.82円

(注) 1. 第2四半期連結会計期間から連結財務諸表の作成を始めたため、前連結会計年度は記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	655
普通株式に係る純資産額(百万円)	633
差額の主な内訳(百万円) 新株予約権	21
普通株式の発行済株式数(千株)	644
普通株式の自己株式数(千株)	48
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	596

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純損失	109.58円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	67
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	67
普通株式の期中平均株式数(千株)	617

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純損失	44.81円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	26
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	26
普通株式の期中平均株式数(千株)	596

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 5月15日

株式会社イデアインターナショナル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 治 博 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 井 浩 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イデアインターナショナルの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年7月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イデアインターナショナル及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。